

飲食店等の消火器の設置義務が強化されます。

2016年12月に発生した糸魚川市大規模火災では、飲食店から出火し、17名が負傷し、147棟の建築物が焼損しました。

この火災を受け、飲食店の消火器具の設置基準が見直され、改正法が2018年3月に公布されました。



小規模な飲食店等の消火器設置義務が強化されます！



現行の消防法

延べ面積 150 m²以上



改正後

火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、面積に関係なく消火器の設置が義務となります。

2019年10月1日施行

※現に営業している飲食店も施行日以降は設置対象！

※既に営業されている飲食店等は、2019年9月末日までに消火器具を設置してください。

消火器具の設置義務が免除される場合があります。

調理過熱防止装置など、すべての火を使用する設備又は器具に「防火上有効な措置」を設けている場合や熱源が電気の場合

防火上有効な措置の例

「調理油過熱防止装置」「自動消火装置」「圧力感知安全装置」等を設置した場合

免除の措置等、詳しくは消防本部予防課へお問い合わせください。

*消火器の設置する場所や本数、その他、消火器の設置に関することは、浦添市消防本部予防課予防係までお問い合わせください。

●浦添市消防本部 予防課 予防係●

浦添市前田 2-14-1 3F ☎098-878-3982 (直通)